

2025年度版

投資家のための 税金読本

『103万円の壁』の改正もまるわかり

- ・証券投資の所得申告による「ふるさと納税」への影響
- ・株式、公社債、投資信託、先物・オプション取引の税金 など
- ・税制や相続、贈与について“学べる1冊”



編著：大和総研
監修：税理士法人柴原事務所

日本法令

この文書は『2025 年度版 投資家のための税金読本』
から一部抜粋したものです。
より詳しい内容を知りたい方は以下のリンクから
お求めいただけます。

『2025 年度版 投資家のための税金読本』

定価：1,600 円（税別）

著者：大和総研

発行：2025 年 7 月 16 日 372P

発行所：日本法令

<https://www.amazon.co.jp/dp/4539747177>

NISAの全体像（旧NISAを含む）

NISAは、家計の安定的な資産形成の支援と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ることを目的に2014年に創設された少額投資非課税制度です。金融機関にNISA専用の口座を設け、その口座内で取得した上場株式や公募株式投資信託などの配当・分配金、譲渡益が非課税となります。

政府は、2023年度税制改正にて、中間層の安定的な資産形成を実現するためにNISAの抜本的拡充を行い、2024年投資分から「新しいNISA」に移行しています。新しいNISAの主な改正点は、①制度実施期間・非課税保有期間の無期限化、②年間投資限度額の拡大と成長投資枠・つみたて投資枠の併用、③非課税保有限度額の設定、④投資対象の制限の4点です。

制度実施期間・非課税保有期間の無期限化

2023年度税制改正前までは一般NISAは2023年まで、つみたてNISAでは2042年まで実施予定（投資可能）でした。一度購入した商品を非課税で保有できる期間も、一般NISAでは5年、つみたてNISAでは20年と有限となっていました。

2023年度税制改正後は、法律上のNISAの制度実施期間の定めがなくなりました。また、2024年投資分からの新しいNISAにおいては、非課税保有期間も無期限となりました。非課税保有期間が無期限化するため、新しいNISAにはロールオーバーという制度はありません。

年間投資限度額の拡大と成長投資枠・つみたて投資枠の併用

2023年投資分までの旧NISAは、年間投資限度額120万円の一般NISAか、年間

投資限度額40万円のつみたてNISAのいずれかの選択制でした。

これに対し、2024年投資分からの新しいNISAでは、一般NISAを踏襲する「成長投資枠」と、つみたてNISAの機能を持つ「つみたて投資枠」の2本建てとなり、年間投資限度額は、成長投資枠が240万円、つみたて投資枠が120万円となっています。成長投資枠とつみたて投資枠は併用可能で、合計で年360万円まで投資可能です。

非課税保有限度額の設定

2024年投資分からの新しいNISAでは、非課税保有期間の無期限化を受け、累計投資額が青天井となり、富裕層優遇とならないよう、非課税保有限度額が設定されています。非課税保有限度額とは、新しいNISAで保有する上場株式等の簿価残高につき、生涯にわたり、新しいNISAの全体（つみたて投資枠と成長投資枠の合計）で1,800万円、成長投資枠はNISA制度全体の枠として1,200万円の上限を設けるものです。

簿価残高により限度額を判定するため、時価が値上がりしても売却・払出しをする必要はありません。また、保有する商品を売却すれば、その分だけ簿価残高は減少し、枠の再利用が可能となります。

投資対象の制約

2023年投資分までの旧NISAにおける一般NISAでは、上場株式やETF、公募株式投資、上場REITなどであれば、銘柄の特性や商品性にかかわらず投資対象となっていました。これに対し、2024年投資分からの新しいNISAにおいて、一般NISAを踏襲する成長投資枠では、上場銘

柄については整理・監理銘柄が除外され、公募株式投資やETFにおいても①信託期間が無期限または20年以上、②ヘッジ目的以外でデリバティブを用いない、③決算期間が1ヵ月以下でない、④販売会社が顧客に対して信託報酬の実額通知を行うこととされている（公募株式投資信託のみ）、の4点の条件をいずれも満たす商品に限定されています。なお、つみたて投資枠の対象商品は、つみたてNISAと同じく、長期投資に適し金融庁に届出がさ

れた公募投資信託とETFに限定されています。

新しいNISAの利用手続き

旧NISAの利用者は特に手続きを行うことなく、新しいNISAを利用できるようになっています。一般NISA・つみたてNISAの利用者は2024年1月1日から、ジュニアNISAの利用者は18歳になった年の翌年1月1日から、各制度を利用していた金融機関において新しいNISAを利用できるようになっています。

旧NISAと新しいNISAの制度概要

		旧NISA (2023年投資分まで)			新しいNISA (2024年投資分～)	
		ジュニアNISA	一般NISA	つみたてNISA	成長投資枠	つみたて投資枠
対象年齢		18歳未満	18歳以上			
制度間の関係			一般NISAかつみたてNISAの いずれかを選択		成長投資枠とつみたて投資枠の 両方を併用可能	
投資対象		上場株式、公募株式投信、 上場REIT、ETF等の全般		金融庁に届出され た長期投資に向 く公募株式投 信、ETFのみ	上場株式、 公募株式投信、 上場REIT、 ETF等のうち 一部銘柄を 除外*	金融庁に届出され た長期投資に向 く公募株式投 信、ETFのみ
投資手法		自由		積立投資のみ	自由	積立投資のみ
制度実施期間 (投資可能な期間)		2023年末まで			無期限	
非課税保有期間		5年間 (18歳に達する までの延長あり)	5年間	20年間	無期限	
非課税枠 (投資上限)	年間投資 限度額	80万円	120万円	40万円	240万円	120万円
			併用は不可		併用すれば合計360万円	
	年間投資限度額は売却しても復活しない					
	非課税 保有 限度額	非課税保有限度額の設定なし (旧NISAの保有額は非課税保有限度額の 計算対象に含めない)			新しいNISA全体で1,800万円	
					1,800万円の 内枠で 1,200万円	(1,800万円全額 つみたて投資枠 利用も可)
簿価残高で計算 (売却したら復活する)						
払出し制限		あり	なし			

※ 整理銘柄・監理銘柄および信託期間20年未満の投信、レバレッジ投信、毎月分配型投信については対象から除外されています。